

広島県土地造成事業管理規程第一号

土地造成事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

土地造成事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改正する規程

土地造成事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程（令和四年土地造成事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(安全及び衛生管理) 第十二条 土地造成事業職員の安全及び衛生管理に関しては、広島県職員安全衛生管理規程（令和七年広島県訓令・議会事務局訓令・選挙管理委員会訓令・人事委員会訓令・監査委員訓令・海区漁業調整委員会訓令・土地造成事業管理規程・公営企業管理規程第一号）の定めるところによるほか、一般職員の安全及び衛生管理の例による。</p>	<p>(安全及び衛生管理) 第十二条 土地造成事業職員の安全及び衛生管理に関しては、広島県職員安全衛生管理規程（令和四年広島県訓令・議会事務局訓令・選挙管理委員会訓令・人事委員会訓令・監査委員訓令・海区漁業調整委員会訓令・土地造成事業管理規程・公営企業管理規程・病院事業管理規程第一号）の定めるところによるほか、一般職員の安全及び衛生管理の例による。</p>

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。